

# 新規事業評価調書

【急傾斜地崩壊対策事業】

小三尾地区

県土整備部

土木局 砂防課

【評価調書様式 1】

## 投資事業評価調書（新規）

部課室名	県土整備部土木局 砂防課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	砂防課長 高谷和彦 (主幹 (防災担当) 小倉正大)	内線	4459 (4467)	
事業種目	事業名	事業区間	総事業費	内用地補償費	着手予定年度	完了予定年度
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策 小三尾地区	美方郡 新温泉町 三尾	1.0 億円	—	平成 29 年度	平成 31 年度
事業目的				事業内容		
当地区は、斜面崩壊の危険性が高いことから、土砂災害警戒区域となっており、斜面の下部には人家 11 戸、県道、町道がある。 そのため、地域の人命・財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるために、「第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画 (H26～H30)」に基づき、急傾斜地崩壊対策を実施する。				擁壁工 延長100m 高さ3.0m～6.0m  [負担割合] 国・県：各 47.5% 地元： 5.0%		
評価視点	評価結果の説明					
(1) 必要性	①小三尾地区にある斜面崩壊の危険性が高い箇所 (JR山陰本線余部駅より北西へ約 4.8km) である。  ②斜面は荒廃しており、危険な状態である。  ③がけ直下に人家および避難所が連たんしており、土砂災害の危険性が高い。					
(2) 有効性 ・効率性 (執行環境状況)	①警戒避難体制の整備に加え、ハード整備により土砂災害対策の充実を図り、地域の安全・安心な暮らしの確保に大きな効果がある。  ②地元要望が強く、工事に対する地元の理解が得られていることから、円滑な事業の執行が可能である。					
(3) 環境適合性	①擁壁の施工にあたり、切土面を最小限にとどめ、既存木を可能な限り残し、環境保全に努める。					
(4) 優先性	①保全対象には人家11戸、(一)三尾浜坂線、町道がある。また、斜面の荒廃が進行していることから、早期事業着手を図る。					

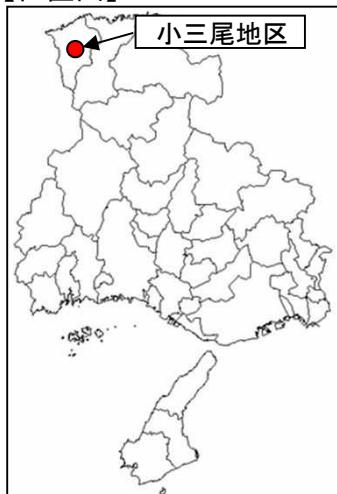
# 小三尾地区 急傾斜地崩壊対策事業

兵庫県 美方郡 新温泉町 三尾

## 【箇所概要】

当該地区はがけ高83m、勾配36度の急傾斜地である。当該斜面は荒廃が著しく、斜面崩壊の危険性の高い状態であるため、急傾斜地崩壊対策事業を行い、斜面崩壊から住民の生命を保全する。保全対象は、人家11戸、県道、町道など。

## 【位置図】



## 位置図



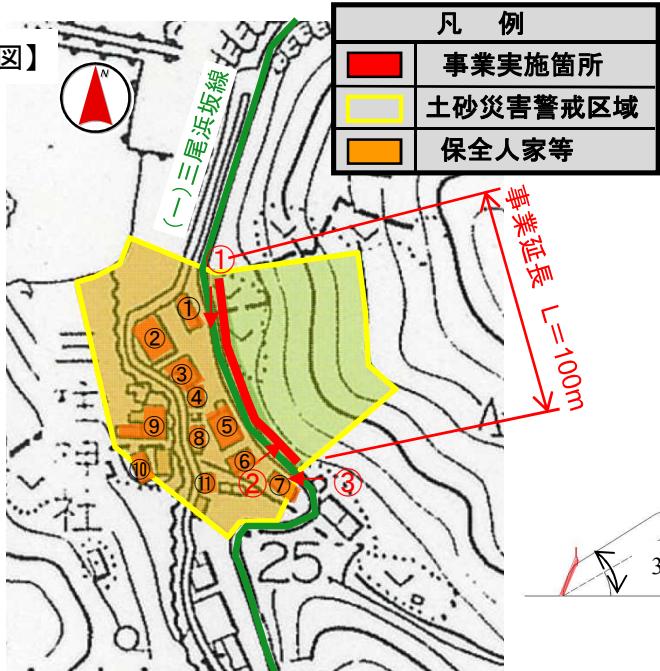
## 【計画概要】

全体事業費: 100百万円  
工 期: H29~H31  
延長・工種: 擁壁工 L=100m

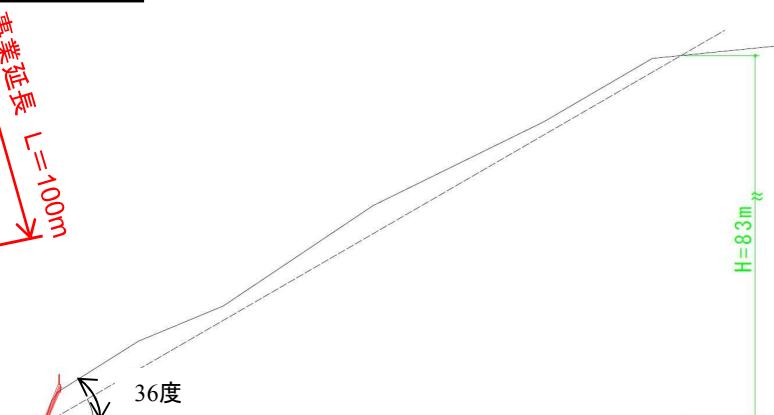
## 【全 景】



## 【平面図】



## 【標準断面図】



## 【斜面状況etc】



①斜面状況

②斜面状況(転石状況)

③保全対象(人家)